

令和元年度 第3回 松山市子ども・子育て会議

地域子育て部会 会議録

1. 日時

令和元年8月28日（水）10:00～10:40

2. 場所

松山市青少年センター 3階 大ホール

3. 当日の出席者等

（1）出席委員（7名）

井上もと子、河内茜、恒吉和徳、友川礼、山下純子、和田真由子、渡部万美江
（五十音順、敬称略）

（2）事務局

子育て支援課、保育・幼稚園課、子ども総合相談センター事務所、健康づくり推進課、障がい福祉課、学校教育課、地域学習振興課、教育支援センター事務所、保健福祉政策課

4. 傍聴の可否

可（傍聴者1名）

5. 会議次第

（1）開会

（2）審議事項

①「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」第4章
～施策の展開～について

②「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」第5章
～地域子ども・子育て支援事業等～について

（3）その他

①連絡事項等

（4）閉会

6. 配布資料

・部会次第

・配席図

・松山市子ども・子育て会議 地域子育て部会委員名簿

・資料1・2「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」第4章
～施策の展開～について

・資料3 「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」第5章
～地域子ども・子育て支援事業等～について

会議録

1. 開会

・事務局

それでは、ただ今から、令和元年度 第 3 回 松山市子ども・子育て会議 地域子育て部会を開会させていただきます。

本日の部会につきましては、委員総数 10 名のうち、7 名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 2 項の規定により、本部会が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 1 項の規定により、これより先は、恒吉部会長に進行をお願いいたします。

恒吉部会長、よろしくお願いいたします。

2. 審議事項

・恒吉部会長

皆様、おはようございます。

本日は、第 2 期事業計画の「第 4 章 施策の展開」についてと「第 5 章 地域子ども・子育て支援事業等」について御審議いただくこととなっています。

この第 4 章、第 5 章については、前回までに事務局から案が示され、各委員から御意見を頂戴しており、今回はその御意見を踏まえて修正が加えられているようになっております。

今回の部会で内容を決定する予定であり、時間も限られていますので、御意見は頂戴しながらも、スムーズに進行できるよう御協力をお願いします。

まずは、次第 2 審議事項の（１）「第 2 期松山市子ども・子育て支援事業計画 第 4 章 施策の展開」について、事務局から説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 1、2 に基づき説明～

・恒吉部会長

ただいま事務局の方から説明をいただきました。

皆様方から頂きました意見をもとに加筆修正等を加えていただいております。

では、事務局の説明について、何か御意見・御質問がありましたらどうぞ。

・恒吉部会長

資料 2 の 5 ページ「地域におけるまちづくり推進事業」を削除することについて、削除した理由をもう一度御説明ください。

・事務局

この事業は幅広い取組を行っており、対象者が子育て世代だけでなく、子育てに特化した事業でないため、この計画からは削除することとしました。

・恒吉部会長

少し気になったのが、なかなか子育て支援というのは公的なサービスだけでは十分行き届かない部分があるので、公的なサービス以外のところで「地域全体で子育てを支援していきましょう」という雰囲気になってきておりますので、例えば、実際に子育てをしている家庭だけではなく、それ以外の人たちも何かしら子育てをサポートしていきましょうという取組が推進されておりますので、そこが地域におけるまちづくり、子育て支援という視点から、削除することが気になったので質問させていただきました。ありがとうございました。

そういった部分というのは計画に盛り込まれていますか。地域全体で子育てに取り組むというような。当然別計画にはあるのですが。

・事務局

ずばりのところはないのですが、そのような視点はあります。この事業は計画からは削除しますが、それぞれの地域で子育ての視点で取組がされ则认为しています。地域ごとに取組が異なるため、この計画に個別に取り込むのが難しい部分があります。

・恒吉部会長

ありがとうございます。横断的な計画である地域福祉計画にそういった記載はあるのですが、これから先は、安心して子育てができる地域環境づくりという視点が必要になってくるのかな、というところから意見を述べさせていただきました。

・恒吉部会長

それでは、第4章部分については事務局案を会議案とさせていただきます。なお、この部会での決定が子ども・子育て会議全体での決定となることを申し添えます。

続きまして、次第2 審議事項の(2)「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画 第5章 地域子ども・子育て支援事業等」について、事務局から説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料3に基づき説明～

・恒吉部会長

ただいま第5章部分について、事務局から御説明いただきました。

では、事務局の説明について、何か御意見・御質問がありましたらどうぞ。

・和田委員

資料3の(3)の「③障がい児施策の充実等」の関連事業について、「①児童虐待防止」に記載されている【3-1】の1歳6か月健診等の事業を、③にも記載することはできないでしょうか。障がいの早期の発見という観点から必要な事業かと思います。

- ・事務局

記載させていただきます。

- ・恒吉部会長

早期発見というのは非常に重要なことなので、再掲という形で記載をしていただければと思います。

- ・恒吉部会長

ほかに何かありますでしょうか。

この量の見込みというのは、事業の内容によってはこんなにあってよいのかという部分もあるのですが、もしあってもこれだけの受け皿を用意していますよ、ということで、事業によっては量の見込みが 0 の方が望ましいという部分もあると思うのですが、実績をもとに作成してもらっています。

- ・恒吉部会長

第 5 章部分については、先ほど頂いた御意見を踏まえて修正したものを会議案とさせていただきます。なお、修正の詳細については部会長及び事務局に一任していただきたいと思います。

- ・恒吉部会長

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これまでを通して、改めて質問等はございませんか。

- ・和田委員

先ほどの第 4 章部分の資料 2 で文言の確認をさせていただきたいのですが、31 ページ、「特別児童扶養手当の支給」のところで、「身体又は精神に中度以上の障がいを持つ」とありますが、「知的障がい」も加えるのが正しいのでは。福祉のしおりでは「知的障がい 療育手帳 A 及び B」とあります。

- ・事務局

制度を確認し、正しい記載に修正します。

- ・和田委員

その下の「障害児福祉手当の支給」について、「障がいの有するため」という記載ですが、特別児童扶養手当と併せて、「障がいがあり」という表現にした方がよいと思います。

- ・恒吉部会長

この点についても事務局の方で修正いただければと思います。

4 章についても、ただいま頂いた御意見を踏まえて修正したものを会議案とさせていただきます。

3. その他 連絡事項等

- ・ 恒吉部会長

議事の方は、以上でございます。連絡事項について事務局から何かございますか。

- ・ 事務局

～事務局から、連絡事項等について説明～

4. 閉会

- ・ 恒吉部会長

それでは、以上をもちまして、本日の全ての審議を終了とします。

それでは事務局にお返しします。

- ・ 事務局

恒吉部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「令和元年度 第 3 回 松山市子ども・子育て会議 松山市地域子育て部会」を閉会いたします。

(了)